平成３０年（フ）第２６号
長崎県大村市沖田町162番地２　めぞんどぼぬーるＯＫＩＴＡＣ棟
債務者　中村　瑞輝
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
長崎県諫早市久山町2955番地
債務者　髙**柳**　幸一
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第１１号
大分県日田市大字高瀬353番地２　コーポ梶原１号
債務者　梅江サヨ子
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第１４号
宮城県登米市迫町佐沼字大網221番地１　ハミングタウンＤ号
債務者　阿部有梨香
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第１５号
宮城県登米市迫町佐沼字大網287番地５　ファンタジーハウスⅡＤ棟
債務者　佐々木幸子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成３０年（フ）第２３号
熊本県玉名市横島町横島3010番地３　吉田方
債務者　川島　秀麿
1　決定年月日時　平成30年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第７２３号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目28番10号　国土交通省旭ケ丘宿舎Ｃ棟316、従前の住所盛岡市北山２丁目14番32―202号
破産者　佐々木　敬
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２８号
福岡県久留米市北野町赤司1627番地１
破産者　クロスアクト株式会社
1　決定年月日　平成30年５月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５２５号
札幌市白石区平和通17丁目北６番地33号、商業登記簿上の本店所在地札幌市清田区北野６条２丁目10番15号
破産者　株式会社アイクル
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３３号
徳島県鳴門市鳴門町高島字浜中74番地
破産者　株式会社団欒の館
1　決定年月日　平成30年５月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７０号
神奈川県相模原市南区東大沼１丁目８番９号、開始決定時の住民票上の住所三重県伊勢市船江２丁目15番14号
破産者　米山　敦子
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２８年（フ）第１１１５号
京都市中京区西の京藤の木町５番地
破産者　株式会社三和工務店
1　決定年月日　平成30年５月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第６４号
鹿児島県鹿児島市下荒田２丁目36番５号　グリーンプラザ下荒田701号、申立時の住所鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目22番１号　さくらヒルズ鴨池弐番館603号
破産者　池田　孝仁
1　破産債権の届出期間　平成30年６月20日まで
2　一般調査期日　平成30年８月22日午後３時
平成30年５月30日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第７号
三重県多気郡明和町大字明星3619番地　メゾンサンパティークⅠ棟102号室、開始決定時の住所三重県松阪市久保町907番地６
破産者　西井　清和
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年９月６日午後１時30分
平成30年５月31日　津地方裁判所松阪支部

平成３０年（フ）第４６号
福岡県柳川市佃町273番地14　サンコーポラス柳川Ⅱ―303号
破産者　山下　佳那（旧姓服部・武田）
1　破産債権の届出期間　平成30年７月２日まで
2　一般調査期日　平成30年８月23日午前10時
平成30年５月31日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４号
和歌山県日高郡由良町大字江ノ駒47番地の２
破産者　竹中　佐吉
1　破産債権の届出期間　平成30年７月４日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午前10時
平成30年５月31日
和歌山地方裁判所御坊支部

平成３０年（フ）第２４５号
札幌市西区西野８条１丁目２番７号
破産者　株式会社相原コーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成30年７月６日まで
2　一般調査期日　平成30年９月11日午後１時30分
平成30年５月30日
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６２６号
大阪府東大阪市吉田７丁目４番36―２Ｅ号
破産者　アイリスこと　磯口　　亮
1　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午後２時30分
平成30年５月30日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５０４号
京都市北区西賀茂北山ノ森町47番地４
破産者　畑　　健
1　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
2　一般調査期日　平成30年８月１日午前10時15分
平成30年５月31日
京都地方裁判所第５民事部破産係